

# 「地域住民のデジタルリテラシー向上推進事業」実施要項

(令和6年4月11日北海道立生涯学習推進センター所長決定)

## 1 目的

「誰一人取り残されないデジタル化」に当たっては、本道が広域分散型であることを主な理由として、誰もが居住地域に関わらずデジタル化の恩恵を享受できる環境づくりが課題となっており、その解決に向けては、道民自身がデジタルリテラシーの必要性を理解した上で学び、生活の利便性を高めることができる環境づくり及び道民がいつでも、どこでも、気軽に受講できる、基礎的及び実践的な講座の展開が必要不可欠である。

これらの実現のため、公民館や図書館等の社会教育施設などの場が積極的に活用され、地域住民等に向けたデジタル関連の知識や技術を習得するための有効な講座や研修が道内各地で展開されるよう、実施機関が必要とする支援を行い、もって道民全体のデジタルリテラシーの向上を図る。

## 2 実施機関

市町村教育委員会、市町村首長部局、社会教育関係団体、NPOなど

## 3 実施期間

令和6年5月1日から令和7年3月14日まで

## 4 実施会場

道内の公民館、図書館等の社会教育施設その他施設（道内14会場）

## 5 実施回数

14回（1会場1回） 1回当たり2時間程度の講義又は演習を行う。

## 6 参加対象

地域住民、地方自治体職員、団体職員等

年齢、所属、国籍等を問わないものとし、広く参加を認めることとする。

## 7 実施内容

(1) 地域住民等を対象としたデジタル関連の知識や技術を習得するための講座又は研修  
(例)

- ・地域住民向けパソコン講座、スマホ講座、アプリ活用講座
- ・自治体職員向けデジタル人材養成講座
- ・DX化に関する研修(道総合政策部次世代社会戦略局DX推進課や企業等との連携を含む。)

(2) 講座又は研修に参加した者に対するアンケート

実施は必須とする。内容や方法は、実施機関の任意とする。

## 8 期待する成果

(1) 地域住民

デジタルリテラシーの必要性を理解し、その活用により、自身の生活の利便性を向上させる。

(2) 地方自治体職員、団体職員等

デジタルリテラシーの必要性を理解し、その活用により、地域住民の生活の利便性を向上させるための講座を企画・運営する。

## 9 経費の負担

(1) 講師の派遣に要する旅費及び謝金は、北海道立生涯学習推進センターが負担する。

(2) 会場の設営及び運営、備品・研修用資料・消耗品の準備、並びにそれら経費の負担は、実施機関にて行うこと。

## 10 申請等の手続

(1) 事業実施計画申請

事業の実施を希望する者（以下「申請者」という。）は、事業開始予定日の4週間前までに「令和

6年度（2024年度）地域住民のデジタルリテラシー向上推進事業デジタルリテラシー講座『実施計画書』（別記第1号様式）を作成の上、生涯学習推進センター所長（以下「所長」という。）宛て提出する。

また、実施に当たり参考となる資料がある場合は、併せて提出する。

(2) 実施決定

所長は、別記第1号様式を受領した時は、内容を審査し、事業の実施の適否を決定の上、申請者へ通知する。

11 事業実施報告

実施機関は、事業終了後、2週間以内に「令和6年度（2024年度）地域住民のデジタルリテラシー向上推進事業デジタルリテラシー講座『実施報告書』（別記第2号様式）を生涯学習推進センター所長宛て提出する。

12 その他

- (1) 実施機関は、計画書の内容に変更が生じた場合又は事業の実施が困難となった場合は、速やかに所長に連絡する。
- (2) この要項に定めるもののほか、事業の実施に必要な事項については、所長が別に定める。
- (3) 講師は、北海道立生涯学習センターが選定する。

附 則

この要項は、決定の日から施行する。